

速報対象となる事故

下記の事故が発生した場合には速やかに報告して下さい。

1. 2名以上の死者を生じた事故
2. 5名以上の重傷者を生じた事故
3. 10名以上の負傷者を生じた事故
4. **危険物等の飛散・漏えい事故**
5. 酒気帯び運転を伴う事故
6. 自然災害に起因する可能性のある事故
7. その他事故に関し報道機関による報道があったとき又は取材を受けたとき等

放射性輸送物の自動車輸送時の事故

下記の事故が発生した場合には直ちに報告して下さい。

○放射性輸送物の自動車輸送時における事故、紛失、盗難

貨物自動車運送事業者

速報

速報

速報は管轄の運輸支局等へ！

茨城運輸支局等整備部門保安担当

[連絡先の勤務時間内(8:30~17:15)]

直通電話:029-247-5249

FAX :029-248-4773

[連絡先の勤務時間外・休日]

携帯電話:080-3369-7055

速やかに

4. のうち大量のものは特に速やかに！

速報は直接本省へ！

直ちに

国土交通省自動車交通局技術安全部環境課

[連絡先の勤務時間内(9:30~18:15)]

直通電話:03-5253-8603

FAX :03-5253-1639

[連絡先の勤務時間外・休日]

携帯電話:090-7845-0226

速報事項

第1報は把握している範囲で速やかに！

- ①事業者名 ②発生日時 ③発生場所 ④事故車の登録番号
- ⑤死者、重傷者数及び負傷者数(危険物等の種類・積載量・漏洩の状況) ⑥事故概要 ⑦情報入手先 ⑧その他判明している事項
- ⑨緊急連絡担当者名及び連絡先
- ※ 第1報後の追加情報も速やかに報告

速報事項

- ①事業者名 ②事象の件名 ③発生日時 ④発生場所
- ⑤事象の概要 ⑥運搬について責任を有する者
- ⑦荷送人 ⑧荷受人 ⑨搬出日時 ⑩搬入予定日時
- ⑪緊急連絡担当者名及び連絡先
- ※ 第1報後の追加情報も速やかに報告

自動車事故報告対象一覧表

平成21年12月1日

	事 故 報 告 対 象 (1ヶ月以内)	業 態		根 拠			
		バス	ハイタク	トラック	規則	告示	通 達
1	自動車転覆し、転落し、火災（積載物品の火災を含む。以下同じ。）を起こし、又は鉄道車両（軌道車両を含む。以下同じ。）と衝突し、若しくは接触したものの	○	○	○	○		
2	10台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの	○	○	○	○		
3	死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう。以下同じ。）を生じたもの	○	○	○	○		
4	10人以上の負傷者を生じたもの	○	○	○	○		
5	自動車に積載された危険物、火薬類、高圧ガス、放射性物質、毒物・劇物、可燃物の全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの			○	○		
6	自動車に積載されたコンテナが落下したもの			○	○		
7	操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第五条第四号に掲げる傷害が生じたもの	○	○		○		
8	酒気帯び運転（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第六十五条第一項の規定に違反する行為をいう。以下同じ。）、無免許運転（同法第六十四条の規定に違反する行為をいう。）、大型自動車等無資格運転（同法第八十五条第五項から第九項までの規定に違反する行為をいう。）、又は麻薬等運転（同法第一百七条の二第三号の罪に当たる行為をいう。）を伴うもの	○	○	○	○		
9	運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの	○	○	○	○		○
10	救護義務違反（道路交通法第一百七十七条の罪に当たる行為をいう。以下同じ。）があつたもの	○	○	○	○		○
11	自動車の装置（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第四十一条各号に掲げる装置をいう。）の故障（以下単に「故障」という。）により、自動車が運行できなくなったもの	○	○	○	○		○
12	車輪の脱落、被牽引自動車の分離を生じたもの（故障によるものに限る。）	○	○	○	○		
13	橋脚、架線その他の鉄道施設（鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第八条第一項に規定する鉄道施設をいう。）、軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道施設を含む。）を損傷し、3時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの	○	○	○	○		
14	高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する高速自動車国道をいう。）、又は自動車専用道路（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八条の四に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。）において、3時間以上自動車の通行を禁止させたもの	○	○	○	○		
15	自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの	○	○	○	○		○

	事 故 速 報 対 象 (24時間以内)	業 態		根 拠			
		バス	ハイタク	トラック	規則	告示	マニユアル
1	自動車転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両と衝突若しくは接触した事故（旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者が使用する自動車を引き起こしたものに限る。）	○	○		○		○
2	2人（旅客自動車運送事業者等が使用する自動車を引き起こした事故にあつては、1人）以上の死者を生じたもの	○	○	○	○		○
3	5人以上の重傷者を生じたもの、旅客に1人以上の重傷者を生じた事故	○	○	○	○		○
4	10人以上の負傷者を生じた事故	○	○	○	○		○
5	自動車に積載された危険物、火薬類、高圧ガス、放射性物質、毒物・劇物、可燃物の全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいした事故（自動車転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両、自動車その他の物件と衝突し、若しくは接触したことにより生じたものに限る。）			○	○		○
6	酒気帯び運転を伴う事故	○	○	○	○		○
7	バス運転者による酒気帯び運転	○					○
8	自然災害に起因する可能性のある事故	○	○	○	○		○
9	報道機関による報道があつたとき、又は取材・問い合わせを受けたときその他当該事故の社会的影響が大きいと認められる事故	○	○	○	○		○

規 則：自動車事故報告規則
 告 示：自動車運送事業者等が引き起こした社会的影響が大きい事故の速報に関する告示（※速報 5事項は特に速やかに）
 通 達：自動車事故報告書等の取扱要領
 マニユアル：自動車運送事業者等用緊急時対応マニュアル